

みどり荘居宅介護支援センター 運営規定

居宅介護支援

<事業の目的>

第1条 要介護者・要支援者等の依頼を受け、その心身の状況・環境・状態等及び、その家族の希望等を勘案し、介護保険法の理念に基づき利用者がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

<運営方針>

第2条 一、利用者が要介護・要支援状態になった場合においても、可能な限り居宅において自立した生活が出来るよう、生活全般にわたる援助を行う。

二、利用者の心身の状況・環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から提供されるよう配慮する。

三、利用者の意思・人格を尊重し常に利用者の立場に立って、適切なサービスを提供する。

四、居宅介護支援事業（予防居宅介護支援事業を含む）の運営に当たっては、包括支援センターや、他の居宅介護支援事業者・介護保険施設との連携に努める。

<事業所の名称>

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

一、名称 みどり荘居宅介護支援センター

二、所在地 鯖江市中野町 33-20-1 鯖江ケアセンターみどり荘内

<職員の職種・員数及び、職務内容>

第4条 居宅介護支援センターに勤務する職種・員数及び、職務内容は次の通りとする。

一、管理者（主任介護支援専門員） 1名 （常勤兼務）

管理者は所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。

二、介護支援専門員 1名以上 （常勤又は非常勤）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供を行うものとする。

<営業日及び営業時間>

第5条 居宅介護支援センターの営業日及び営業時間は、医療法人東山会 鯖江ケアセンターみどり荘の就業規定に準じて定める。

一、営業日 通常 月曜～土曜日

国民の休日及び12/31～1/3は除く。

二、営業時間 午前8：30～午後5：30

ただし、利用者の希望があれば上記以外の営業日・営業時間でも相談に応じる。

<提供方法及び内容>

第6条 居宅介護支援センターの提供方法は次の通りとする。

一、相談を受ける場所：利用者宅又はみどり荘居宅介護支援センター

二、使用する課題分析表の種類：MDS-HC

日本訪問看護振興財団方式、
包括的自立支援プログラムその他

三、サービス担当者会議の開催場所：

みどり荘居宅介護支援センター内事務所等

四、介護支援専門員の居宅訪問回数：月1回以上

<提供内容>

第7条 居宅介護支援センターの提供内容は次の通りとする。

一、居宅介護サービス計画の作成に関する業務を行う。

二、居宅介護サービス計画作成にあたっては、利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、又、環境等を評価して利用者が抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するために実態把握する。又、利用者や家族に対し居宅サービス事業者の名簿、サービスの内容、利用料等の情報を提供する。

三、利用者、家族の希望及び利用者の課題に基づき居宅サービス等が提供されるように、サービスの目標、達成時期などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

四、サービス担当者会議を開催し居宅介護サービス計画の原案内容について担当者から意見を求める。

五、利用者又は家族に対し、サービスの種類、内容、費用等について説明する。

六、居宅介護サービス計画作成後においても利用者、家族及び居宅介護サービス事業者との連絡を継続的に行う。

<事業の実施範囲>

第8条 鯖江市の新横江地区、中河地区、片上地区、北中山地区、河和田地区、及び鯖江地区

越前市の旧今立地区、北新庄地区

<利用料等>

第9条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、無料とする。

<秘密保持>

第10条 事業所の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た通所者またはその家族の秘密を漏らさない。

イ) 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

ロ) 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により通所者の同意を得る。

<苦情処理>

第11条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど、必要な措置を講じる。

イ) 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。

ロ) サービスに関する通所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

<事故発生時の対応>

第12条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

<虐待防止に関する事項>

第13条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

<実習施設として役割>

第14条 当事業所は、人材育成のために介護支援専門員実務研修等における実習の協力受け入れ体制をとっています。

<業務継続計画の策定>

第15条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスを継続的に提供できるよう、「業務継続計画」策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

<その他の運営に関する留意事項>

第16条 居宅介護支援センターは、社会的指令を認識し、職員の向上を図るため研究・研修の機会を設ける。

一 採用時研修	採用時3日間	新人研修
	採用後3ヵ月内	基礎研修
ニ 継続研修	年1回以上	

2 居宅介護支援の提供に関する記録を整備するとともにその完結の日から5ヵ年保存する。

この規案は平成11年10月1日から施行する。

一部改正 平成18年4月1日より

一部改正 平成27年4月1日より

一部改正 平成27年11月1日より

一部改正 令和3年4月1日より

一部改正 令和6年4月1日